

I C乗車券取扱規則

目 次

第1章	総 則	
第1条	目的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	用語の意義	1
第4条	契約の成立時期及び適用規定	2
第5条	規則等の変更	2
第6条	個人情報の取り扱い	2
第7条	旅客の同意	2
第8条	取扱区間	2
第9条	使用方法	2
第10条	制限事項等	3
第11条	制限又は停止	3
第12条	I C乗車券の名称及び発行者名	3
第13条	I C O C A乗車券に使用するI C乗車券の所有権	3
第14条	デポジット	3
第15条	I C O C A乗車券の失効	3
第16条	チャージ	3
第17条	S F残額の確認	4
第18条	S F利用履歴の確認	4
第19条	運賃の減額	4
第20条	効力	4
第21条	無効となる場合	4
第22条	不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等	4
第23条	同一駅で出場する場合の取扱方	4
第24条	電車の運行不能の場合の取扱方	5
第25条	他社線内の入場で出場情報のないI C乗車券の取り扱い	5
第2章	I C O C A及びこどもI C O C A	
第26条	発売箇所	5
第27条	発売額	5
第28条	こどもI C O C Aの発売方法	5
第29条	こどもI C O C Aの再印字及び再交付	5
第30条	無効となる場合	5
第31条	不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等	6
第32条	こどもI C O C Aの紛失再発行	6

第33条	会社の免責事項	6
第34条	障害再発行	6
第35条	払戻し	6
第36条	ICOCA定期券への変更	7

第3章 ICOCA定期券

第37条	ICOCA定期券の使用資格	7
第38条	発売	7
第39条	発売箇所	7
第40条	小児用ICOCA定期券、特定割引ICOCA定期券の取り扱い	8
第41条	運賃の減額	8
第42条	ICOCA定期券の再印字及び再交付	8
第43条	効力	8
第44条	無効となる場合	8
第45条	不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等	9
第46条	紛失再発行	9
第47条	会社の免責事項	9
第48条	障害再発行	9
第48条の2	再発行登録票兼特別乗車証の取り扱い	10
第49条	払戻し	10
第50条	定期旅客運賃の払戻しの計算方	11
第51条	同一駅で出場する場合の取扱方	11
第52条	電車の運行不能の場合の取扱方	11
第53条	定期乗車券情報の消去	11

第4章 IC乗車券の相互利用

第54条	他事業者路線内における取扱範囲等	11
------	------------------	----

IC乗車券取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、広島高速交通株式会社（以下「会社」といいます。）が、ICカードを媒体としたストアードフェアカード及び定期乗車券（以下「IC乗車券」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容と利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 会社線において旅客の運送等を行うIC乗車券は別表1に定めるものとし、IC乗車券の発行者が別に定める場合を除き、取り扱いについてはこの規則の定めるところによります。なおIC乗車券のうち、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」といいます。）が発行し、JR西日本又は会社等が発売するもの（以下「ICOCA乗車券」といいます。）については次の各号の取り扱いを行うものとし、それ以外のIC乗車券については、次の第5号から第8号の取り扱いのみを行います。

- (1) 発売及び払戻し
- (2) 紛失再発行及び障害再発行
- (3) 個人情報の更新、変更
- (4) サービス利用情報の変更
- (5) チャージ及びチャージ控除
- (6) SF利用履歴の確認
- (7) 取り扱い可能な自動券売機での乗車券等との引換え
- (8) 取り扱い可能な自動精算機及び窓口での精算

2 前項の規定にかかわらず、JR西日本が発行したICOCA定期券の取り扱いについては、JR西日本が定めるところによります。

3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定めるものの主なものには、広島高速交通株式会社旅客営業規則（以下「営業規則」といいます。）、ICOCA乗車券に関してJR西日本が定めるものがあります。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「会社線」とは、会社の経営する鉄道及び軌道をいいます。
- (2) 「SF（ストアードフェア）」とは、IC乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券等との引換えに充当するものをいいます。また、この機能を「SF機能」といいます。
- (3) 「チャージ」とは、IC乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- (4) 「デポジット」とは、返却することを条件に収受するIC乗車券の利用権の代価をいいます。
- (5) 「乗車券等」とは、IC乗車券用の自動券売機により発売する営業規則に定める乗車券類及び入場券をいいます。
- (6) 「記名式IC乗車券」とは、記名人の氏名が記載されているIC乗車券をいい、「無記名式IC乗車券」とは、記名人の氏名の記載がないIC乗車券をいいます。
- (7) 「ICOCA乗車券」とは、JR西日本が発行しJR西日本、会社等が発売するIC乗車券を媒体とした乗車券をいいます。
- (8) 「ICOCA」とは、大人のご利用に供するSF機能のみを搭載する無記名式のICOCA乗車券をいいます。
- (9) 「こどもICOCA」とは、小児のご利用に供するSF機能のみを搭載する記名式のICOCA乗車券をいいます。
- (10) 「ICOCA定期券」とは、ICOCA又はこどもICOCAの券面に定期乗車券の表記をして、かつ定期乗車券の情報を記録したもので、定期乗車券機能のみを搭載するICOCA乗車券又は定期乗車券機能

とSF機能を搭載するICOCA乗車券をいいます。

(11)「スマートICOCA」とは、JR西日本が定めるスマートICOCA会員規約に同意した会員に対して発行されるSF機能のみを搭載する記名式のICOCA乗車券のことをいいます。

(12)「スマートICOCA定期券」とは、スマートICOCAの券面に定期乗車券を表記して、かつ定期乗車券の情報を記録したもので、定期乗車券機能とSF機能を搭載するICOCA乗車券をいいます。

(13)「KIPS ICOCA」とは、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」といいます。）及び近鉄グループホールディングス（以下「近鉄グループHD」といいます。）が定めるKIPS ICOCAカード会員規約及びKIPSポイントサービス規約に同意した会員に対して近鉄グループHDが発行するKIPSポイントカードの機能及びJR西日本が発行するICOCAのSF機能を併せて搭載する記名式のICOCA乗車券のことをいいます。

(14)「KIPS ICOCA定期券」とは、KIPS ICOCAの券面に定期乗車券の表記をして、かつ定期乗車券の情報を記録したもので、定期乗車券機能とSF機能を搭載するICOCA乗車券をいいます。

(15)「モバイルデバイスのICOCA」とは、JR西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する、SF機能のみ又はSF機能に定期乗車券機能を付加したICOCA乗車券で、JR西日本がサービス内容及び利用条件等を別に約定したものをいいます。

(16)「レファレンスペーパー」とは、IC乗車券に付随し、その情報を記した帳票をいいます。

(注)「リファレンス」と「レファレンス」は同義として取り扱います。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 IC乗車券による契約の成立時期は、IC乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします（ICOCA定期券における定期乗車券部分を除きます。）。また、第9条第2項の規定により乗車券等との引換えに使用する場合には、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。ただし、その成立について別段の意思表示があった場合を除きます。

3 前各項の規定によって契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。この場合、第9条第2項の規定により引き換えられた乗車券等に係る取り扱いは、営業規則の定めによるものとします。

(規則等の変更)

第5条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

2 この規則が改定された場合、以後のIC乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第6条 IC乗車券に係わる個人情報については、IC乗車券発行者が別に定める規定により取り扱います。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

第8条 IC乗車券の取扱区間は、会社線の全区間とします。

(使用方法)

第9条 IC乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札を受けて入場し、同一のIC乗車券により自動改札機による改札を受けて出場しなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、IC乗車券は取り扱い可能な自動券売機によって乗車券等と引換え（定期乗車券機能のみを持つICOCA定期券は除きます。）、又は取り扱い可能な自動精算機によって精算することができます。

3 前項の場合であって、IC乗車券のSF残額が、引き換える乗車券等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金を当該自動券売機又は当該自動精算機に投入することにより、乗車券等と引換え又は精算することができます。

4 前各項の場合、SF残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

5 レファレンスペーパーが付随するIC乗車券を使用する場合は、レファレンスペーパーを常に携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければなりません。

(制限事項等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のIC乗車券を同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したIC乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該IC乗車券で再び入場することはできません。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC乗車券は直接自動改札機で使用することができません。

(1) 入場時にSF残額が10円未満のとき（ICOCA定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内から入場する場合を除きます。）

(2) 出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき

(3) IC乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるIC乗車券の内容の読み取りが不能となったとき

4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。

5 記名式IC乗車券をその記名人以外が使用することはできません。

6 有効期限の定めがあるIC乗車券は、その有効期限を超えて使用することができません。

7 偽造、変造又は不正に作成されたIC乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法若しくは乗車する電車等の制限

2 本項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、会社はその責めを負いません。

(IC乗車券の名称及び発行者名)

第12条 会社線で使用可能なIC乗車券の名称及び発行者名は別表1に定めるとおりとします。

2 前項の規定にかかわらず、一部のIC乗車券については使用できない場合があります。

(ICOCA乗車券に使用するIC乗車券の所有権)

第13条 ICOCA乗車券に使用するIC乗車券の所有権は、発行者であるJR西日本に帰属します。

2 旅客は、ICOCA乗車券が不要となったとき及びICOCA乗車券を使用する資格を失ったときは、当該IC乗車券を返却しなければなりません。

3 会社又はJR西日本の都合により、IC乗車券を予告なく交換することがあります。

(デポジット)

第14条 会社は、ICOCA乗車券を発売するにあたり、IC乗車券を発行者に代わり旅客に貸与することができます。この場合、デポジットとしてIC乗車券1枚につき500円を旅客から収受します。

2 旅客がICOCA乗車券を返却したときは、第15条第2項、第30条、第44条に定める場合を除き、会社はデポジットを返却します。

3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(ICOCA乗車券の失効)

第15条 IC乗車券の交換、SFの使用、チャージ又はICOCA定期券の更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われない場合で、JR西日本が特に定めた場合にはICOCA乗車券を失効させることがあります。

2 前項の規定にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過したICOCA乗車券は失効します。

3 前各項の規定により失効したICOCA乗車券のSF及びデポジットの返却を、請求することはできません。

(チャージ)

第16条 旅客は、IC乗車券に別表2に定める取扱箇所、所定の金額をチャージすることができます。ただし、定期乗車券機能のみを持つICOCA定期券は除きます。

2 IC乗車券のチャージ額は、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、チャージ後の1枚あたりのSF残額は20,000円を超えることはできません。

(SF残額の確認)

第17条 旅客は、IC乗車券のSF残額を取り扱い可能な自動券売機、取り扱い可能な自動精算機又は自動改札機により確認することができます。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客は、IC乗車券の利用履歴を取り扱い可能な自動券売機により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、又は乗車券等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所及びSF残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から最大20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 正常に処理されなかった場合又は26週間を経過した場合の利用履歴は確認できません。

(運賃の減額)

第19条 IC乗車券を第9条第1項の規定により使用する場合、出場時にIC乗車券から当該乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を減額します。この場合、小児用のIC乗車券にあつては小児の片道普通旅客運賃相当額を、その他のIC乗車券にあつては大人の片道普通旅客運賃相当額を減額します。ただし、ICOCA定期券の券面に表示された有効期間内、券面有効区間内を使用する場合を除きます。

(効力)

第20条 第9条第1項の規定により使用するIC乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とします。この場合、記名式IC乗車券にあつては、1枚をもって記名人、無記名式IC乗車券にあつては、1枚をもって持参人大人1人に限るものとします。ただし、無記名式IC乗車券から大人の片道普通旅客運賃相当額を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。
- (2) 途中下車の取扱いはしません。
- (3) 入場後は当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

第21条 IC乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする場合があります。

- (1) 旅行開始後のIC乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 係員の承諾を得ないで自動改札機等による改札を受けずに乗車した場合
 - (3) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、記名式IC乗車券にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする場合があります。
- (1) 記名人以外の方が使用した場合
 - (2) 券面表示事項が不明となったIC乗車券を使用した場合
 - (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入したIC乗車券を使用した場合
 - (4) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用した場合
- 3 偽造、変造又は不正に作成されたIC乗車券を使用した場合又は使用しようとした場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第22条 前条第1項又は第2項の規定により、IC乗車券を取り扱った場合(同条第3項において準用する場合を含む。)は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃をあわせて收受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、当該電車の始発駅から乗車したものと取り扱います。
- 3 前回利用時の出場情報が無いIC乗車券の取扱いは、別に定めるところによります。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第23条 旅客は、IC乗車券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、IC乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客は、IC乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を

現金で支払い、ＩＣ乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(電車の運行不能の場合の取扱方)

第２４条 自動改札機による改札を受けた後、電車が運行不能となった場合は、次の各号に定めるいずれかの取り扱いを選択のうえ請求することができます。

(１) 発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅での出場時にはＩＣ乗車券の発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取り扱いを適用します。

(２) 発駅に至る途中駅までの無賃送還

この場合、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅においてＩＣ乗車券のＳＦ残額から減額します。

(３) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が会社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅においてＩＣ乗車券のＳＦ残額から減額します。

２ 会社が不通区間に対して振替輸送等の輸送手段を講じた場合の取扱方は、別に定めるところによります。

(他社線内の入場で出場情報のないＩＣ乗車券の取り扱い)

第２５条 他社線内で入場後、出場することなく会社線内でＩＣ乗車券を使用することはできません。この場合は、入場社局の窓口で精算の上、発駅情報の消去処理を行っていただく必要があります。

第２章 ＩＣＯＣＡ及びこどもＩＣＯＣＡ

(発売箇所)

第２６条 会社で発売するＩＣＯＣＡ及びこどもＩＣＯＣＡは、取り扱い可能な自動券売機、定期券発売窓口及び会社が指定する窓口で発売します。

(発売額)

第２７条 会社で発売するＩＣＯＣＡ及びこどもＩＣＯＣＡの発売額は、別表３に定めるとおりとします。

(こどもＩＣＯＣＡの発売方法)

第２８条 こどもＩＣＯＣＡの発売にあたっては、生年月日を確認するため、公的証明書等を提示し、及び別表５に定める申込書に氏名、生年月日、性別等の必要事項を記載し提出しなければなりません。

(こどもＩＣＯＣＡの再印字及び再交付)

第２９条 こどもＩＣＯＣＡは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

２ 券面表示事項が不明となったこどもＩＣＯＣＡは、定期券発売窓口及び会社が指定する窓口で、券面表示事項の再印字を請求することができます。

３ 前項の再印字を行ったにもかかわらず、券面表示事項が不明となっている場合には、定期券発売窓口及び会社が指定する窓口において、当該こどもＩＣＯＣＡと引き換えに再交付の取扱いを行うことができます。この場合、旅客は別紙６に定める申込書を提出しなければなりません。

(無効となる場合)

第３０条 ＩＣＯＣＡ及びこどもＩＣＯＣＡは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効又は回収若しくはその両方の取扱いをする場合があります。回収した場合、デポジットは返却しません。

(１) 旅行開始後のＩＣ乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(２) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合

(３) その他不正乗車的手段として使用した場合

２ 前項によるほか、こどもＩＣＯＣＡは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効又は回収若しくはその両方の取扱いをする場合があります。

(１) 記名人以外の方が使用した場合

(２) 券面表示事項が不明となったＩＣ乗車券を使用した場合

(３) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入したＩＣ乗車券を使用した場合

(４) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

３ 偽造、変造又は不正に作成されたＩＣ乗車券を使用した場合、又は使用しようとした場合は前各項の規定

を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第31条 前条第1項又は第2項の規定により、ICOCA又はこどもICOCAを取り扱った場合(同条第3項において準用する場合を含む。)は、第22条第1項の規定を準用します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、第22条第2項の規定を準用します。

(こどもICOCAの紛失再発行)

第32条 こどもICOCAを記名人が紛失した場合で、別表6に定める申込書を各駅の窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したこどもICOCAに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内に定期券発売窓口及び会社が指定する窓口で再発行を行います。

(1) 再発行登録を行うとき、及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該こどもICOCAの記名人本人又は代理人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が会社のシステムにより確認できること。

(3) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。

(4) 再発行を行う前に、こどもICOCAの処理を行う機器に対して当該こどもICOCAの使用停止措置が完了していること。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するこどもICOCA1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。

3 こどもICOCAの再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできません。

4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したこどもICOCAを発見した場合は、旅客はこれを定期券発売窓口及び会社が指定する窓口に提出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客は発見したこどもICOCAとともに別表6に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人又は代理人であることを証明しなければなりません。

5 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の紛失再発行に関する取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券の発売会社が定めるところによります。

(会社の免責事項)

第33条 前条の規定により、紛失したこどもICOCAの使用停止措置が完了するまでの間に、当該こどもICOCA(付加された他社の乗車券を含む。)の払戻しやSF金額の使用等で生じた旅客の損害の賠償については、会社はその責を負いません。

(障害再発行)

第34条 ICOCA又はこどもICOCAの破損等によってICOCA乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表6に定める申込書を各駅の窓口に提出し、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該ICOCA又は当該こどもICOCAに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内に定期券発売窓口及び会社が指定する窓口で再発行を行います。

(1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。

(2) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該ICOCA又は当該こどもICOCAを提出できること。

2 前項の規定により取り扱う場合は、手数料及びデポジットは収受しません。

3 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の障害再発行に関する取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券の発売会社が定めるところによります。

4 第1項の規定にかかわらず、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。また、スマートICOCA、KIPS ICOCAについては再発行を取り扱いません。

(払戻し)

第35条 旅客は、ICOCA又はこどもICOCAが不要となった場合は、定期券発売窓口及び会社が指定する窓口に申し出ることにより、当該カードのSF金額の残額(10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とします。)の払戻しを請求することができます。この場合、手数料としてICOCA又はこどもICOCA1枚につき220円を収受します。ただし、こどもICOCAを所持する旅客が12歳となる年度

の3月31日（誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日）を超え、こどもICOCAを使用できなくなることによりSF残額の払戻しをする場合は、手数料を収受しません。

2 こどもICOCAにあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを行います。

(1) 旅客が別表6に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該こどもICOCAの記名人本人又は代理人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が会社のシステムにより確認できること。

3 前各項の規定により、ICOCA又はこどもICOCAを払い戻す場合であつて、当該カードのSF残額が220円に満たない場合は、当該SF残額を手数料として収受し、不足額について請求しません。

4 前項の場合であつてSF残額がない場合は、手数料を収受しないで取り扱います。

5 前各項の規定により払戻しをする場合は、デポジットを返却します。

6 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の払戻しに関する取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券の発売会社が定めるところによります。

7 第1項の規定にかかわらず、スマートICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。

(ICOCA定期券への変更)

第36条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、ICOCA又はこどもICOCAのSF残額及びデポジットを引き継いでICOCA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、定期乗車券機能を搭載できないICOCAにあつては、この申し出をすることができません。

2 前項の申し出があつたときは第38条の規定に準じて当該ICOCA又は当該こどもICOCAに定期乗車券機能を搭載することにより、ICOCA定期券に変更することができます。ただし、こどもICOCAから小児用ICOCA定期券へ変更する場合の記名人は、同一でなければなりません。

3 旅客は、ICOCA定期券に変更する場合には、氏名、生年月日、性別及びその他の事項を別表5に定める申込書に記入して提出しなければなりません。

4 第1項の規定にかかわらず、スマートICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスのICOCAについては取り扱いません。

第3章 ICOCA定期券

(ICOCA定期券の使用資格)

第37条 ICOCA定期券の使用資格は、別表4に定めるものとします。

(発売)

第38条 ICOCA定期券の購入の申し出があつたときは、営業規則に定める定期乗車券を発売します。

2 旅客は、ICOCA定期券の発売にあつては、別表5に定める申込書に定期券の種別、利用区間、氏名、生年月日等の必要事項を記載し、提出しなければなりません。ただし、自動券売機で発売する場合を除きます。

3 旅客は、小児用ICOCA定期券の発売にあつては、生年月日を確認するため、公的証明書等を提示しなければなりません。

4 旅客は、特定割引用定期券の発売にあつては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示しなければなりません。

5 ICOCA定期券の新規購入及び継続購入は、有効期間開始日の14日前からとします。

6 会社は、営業規則第79条及び第80条並びに別に定める規則を準用し、ICOCA定期券を発売することがあります。

(発売箇所)

第39条 ICOCA定期券は、取り扱い可能な自動券売機及び定期券発売窓口で発売します。

2 前条にかかわらず、旅客の所持しているICOCA定期券について、次の各号のいずれかに該当する場合は、定期券発売窓口のみでの発売とします。

(1) 別表4に定める通勤定期券（大人用）を除く定期券の新規購入である場合

(2) 別表4に定める学生定期券の継続購入で次のいずれかに該当する場合

ア 端数日数のある定期券（学期定期）である場合

イ 各年度において、継続後の定期券（以下「新券」といいます。）の有効期間開始日が4月1日以降の定期券を最初に購入する場合

ウ 新券の有効期間終了日が翌年度の4月30日を超える場合

（3）前条第6項の定めにより発売する定期乗車券である場合（ただし、会社が別に定める場合を除く）

（小児用ICOCA定期券、特定割引ICOCA定期券の取り扱い）

第40条 小児用ICOCA定期券は、こどもICOCAで発売します。

2 小児用ICOCA定期券、特定割引定期券には更新期限があり、それぞれの更新期限を過ぎての発売はできません。

3 前項の更新期限は別表4に定めるものとし、更新手続きは各駅の取り扱い可能な自動券売機又は定期券発売窓口において受け付けます。ただし、小児用ICOCA定期券の更新手続きは受け付けません。

（運賃の減額）

第41条 SFをチャージした有効期間内のICOCA定期券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額をSFより減額します。この場合、ICOCA定期券にあつては大人の片道普通旅客運賃を、小児用ICOCA定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃を減額します。

2 定期乗車券の有効区間をはさんで、有効区間外の駅間を乗車するときは、前後の有効区間外乗車運賃の合計額と通し運賃を比較し、安価になる運賃をSFより減額します。

3 定期乗車券の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額をSFより減額します。

（ICOCA定期券の再印字及び再交付）

第42条 ICOCA定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となったICOCA定期券は、定期券発売窓口及び会社が指定する窓口において、券面表示事項の再印字を請求することができます。

3 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、定期券発売窓口及び会社が指定する窓口において、当該ICOCA定期券と引換えに再交付の取扱いを行うことができます。この場合、旅客は別表6に定める申込書を提出しなければなりません。

4 第2項の再印字及び前項の再交付を行うことができるICOCA定期券は、会社で発売されていることが、会社のシステム等で確認できるものに限ります。

（効力）

第43条 ICOCA定期券は、営業規則の定めにより取り扱います。

2 SFをチャージしたICOCA定期券を定期乗車券の有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第20条の規定を準用します。

3 特定割引適用者の介護者に対して発行した特定割引定期券は、特定割引適用者と共に乗車する場合に限り有効なものとします。

（無効となる場合）

第44条 ICOCA定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効又は回収若しくはその両方の取扱いをする場合があります。回収した場合、デポジットは返却しません。

（1）係員の承諾を得ないで自動改札機等による改札を受けずに乗車した場合

（2）記名人以外の方が使用した場合

（3）券面表示事項が不明となったICOCA定期券を使用した場合

（4）使用資格・氏名・年齢・区間又は学生的事实を偽って購入したICOCA定期券を使用した場合

（5）券面表示事項をぬり消し又は改変して使用した場合

（6）ICOCA定期券を所有する旅客が別表4に定める使用資格を失った後に使用した場合

（7）別表4に定める学生定期券を使用する場合であつて、旅客が営業規則第47条の規定による証明書を携帯していない場合

（8）特定割引適用者の介護者に対して発行したICOCA定期券を前条第3項の規定に反して使用した場合

（9）その他不正乗車的手段として使用した場合及びICOCA乗車券発行会社の約款等に違反した場合

2 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A 定期券を使用した場合、又は使用しようとした場合は、前項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 4 5 条 前条の規定により I C O C A 定期券を取り扱った場合は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃をあわせて收受します。

(1) 前条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号に該当する場合は、営業規則第 5 4 条をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃

(2) 前条第 1 項第 2 号から第 6 号及び第 8 号に該当する場合は、営業規則第 5 5 条をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃

2 前条第 2 項により無効として回収した場合であって I C O C A 定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示内容として取扱うことがあります。

(紛失再発行)

第 4 6 条 I C O C A 定期券の紛失等により、別表 6 に定める申込書を各駅の窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した I C O C A 定期券 (S F 残額がある場合は当該 S F 残額を含む。) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 1 4 日以内に定期券発売窓口及び会社が指定する窓口で再発行を行います。

(1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 I C O C A 定期券の記名人本人 (小児用 I C O C A 定期券の場合は記名人本人又は代理人) であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が会社のシステムにより確認できること。

(3) 再発行を行う場合は、紛失した I C O C A 定期券が会社で発売されていることが、会社のシステム等で確認できること。

(4) 再発行を行う前に、 I C O C A 定期券の処理を行う機器に対して当該 I C O C A 定期券の使用停止措置が完了していること。

(5) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する I C O C A 定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 5 2 0 円とデポジット 5 0 0 円を現金で收受します。

3 I C O C A 定期券の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできません。

4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した I C O C A 定期券を発見した場合は、旅客はこれを定期券発売窓口及び会社が指定する窓口へ提出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客は発見した I C O C A 定期券とともに別表 6 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人 (小児用 I C O C A 定期券の場合は記名人本人又は代理人) であることを証明しなければなりません。

5 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の紛失再発行に関する取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券の発売会社が定めるところによります。

6 第 1 項の規定にかかわらず、スマート I C O C A、 K I P S I C O C A、モバイルデバイスの I C O C A については取り扱いません。

(会社の免責事項)

第 4 7 条 前条の規定による I C O C A 定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該 I C O C A 定期券 (付加された他社の乗車券を含む。) の払戻しや S F の使用等で生じた旅客の損害の賠償については、会社はその責を負いません。

(障害再発行)

第 4 8 条 I C O C A 定期券の破損等によって I C O C A 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 6 に定める申込書を各駅の窓口へ提出し、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票 (定期券の有効期間前及び有効期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証) を発行し、その翌日から 1 4 日以内に定期券発売窓口及び会社が指定する窓口で再発行を行います。

(1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。

- (2) 当該 I C O C A 定期券が会社で発売されていることが、会社のシステム等で確認できること。
- (3) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該 I C O C A 定期券を提出できること。
- 2 前項の規定により取り扱う場合は、手数料及びデポジットは収受しません。
- 3 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の障害再発行に関する取扱いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券の発売会社が定めるところによります。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、モバイルデバイスの I C O C A については取り扱いません。また、スマート I C O C A、K I P S I C O C A については再発行を取り扱いません。
- (再発行登録票兼特別乗車証の取り扱い)
- 第 4 8 条の 2 前条の規定により発行した再発行登録票兼特別乗車証の有効期間は、再発行登録の翌日以降 1 4 日以内とします。ただし、再発行登録票の有効期間内に I C O C A 定期券の有効期間が終了する場合は、I C O C A 定期券の有効期間終了日までを特別乗車証の有効期間とします。
- 2 定期乗車券の有効区間を利用する場合は、再発行登録票兼特別乗車証とともに、障害カードを提示する場
合に限り有効とします。
- (払戻し)
- 第 4 9 条 旅客は、I C O C A 定期券が不要となった場合又は I C O C A 定期券に搭載した定期乗車券機能の
みが不要となった場合は、定期券発売窓口申し出ることにより、次の各号の条件を満たす場合に限り、払
戻しを請求することができます。
- (1) 旅客が別表 6 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 I C O C A 定期券の記名
人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が会社のシステムにより確認できること。
- (3) 払戻しをする I C O C A 定期券が会社で発売されていることが、会社のシステム等で確認できること。
- 2 I C O C A 定期券が不要となった場合、次の各号により I C O C A 定期券 1 枚につき 2 2 0 円の手料を
収受して払戻しを行います。
- (1) 券面表示の有効期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及び S F 残額
(1 0 円未満の端数を切り上げ、1 0 円単位とした額とします。) を払戻します。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃
から営業規則第 7 1 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及び S F 残額
(1 0 円未満の端数を切り上げ、1 0 円単位とした額とします。) を払戻します。ただし、払戻しの対象と
なる計算額(手数料を差し引く前の金額をいいます。)が 2 2 0 円に満たない場合は、当該計算額を手料料
として収受し、不足額については請求しません。
- (3) 券面表示の有効期間の満了日の翌日以降に払戻しの請求があった場合は、S F 残額(1 0 円未満の端数
を切り上げ、1 0 円単位とした額とします。) を払戻します。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料
を差し引く前の金額をいいます。)が 2 2 0 円に満たない場合は、当該計算額を手料料として収受し、不足
額については請求しません。
- 3 前項の規定により払戻しを行う場合は、デポジットを返却します。
- 4 I C O C A 定期券に搭載した定期乗車券機能のみが不要となった場合は、次の各号により I C O C A 定期
券 1 枚につき 2 2 0 円の手料を収受して、定期旅客運賃の払戻し及び S F 残額とデポジットを引き継いだ
I C O C A 又は子ども I C O C A への変更を行います。
- (1) 券面表示の有効期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払戻します。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃
から営業規則第 7 1 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払戻します。
ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいう。)が 2 2 0 円に満たない場合は、
当該計算額を手料料として収受し、不足額については請求しません。
- 5 S F 残額のみを払戻しを請求することはできません。
- 6 前各項の規定にかかわらず、付随するレファレンスペーパーに表示している乗車券の払戻しに関する取扱
いは、レファレンスペーパーに表示している乗車券の発売会社が定めるところによります。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、スマート I C O C A、K I P S I C O C A、モバイルデバイスの I C O C A
については取り扱いません。

(定期旅客運賃の払戻しの計算方)

第50条 営業規則第71条及び前条第2項第2号に規定する使用開始後の定期乗車券の払戻し額は、既に支払った定期旅客運賃から、別表7に掲げる区分に応じた控除額及び前条第2項に規定する手数料を差し引いた額とします。

2 前項の取扱いをする場合、払戻し当日は、使用日数として計算します。

(例) 1か月を超えた使用日数の計算方法

4月8日から7月7日までの有効期間の3か月定期券を5月15日に払戻しの請求があった場合、使用日数は、4月8日から5月7日までを1か月とし、5月8日から5月15日までの8日間は1か月に満たない使用日数となります。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第51条 旅客は、ICOCA定期券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間(券面表示の有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

2 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、ICOCA定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第23条第2項の規定に準じて取り扱います。

(電車の運行不能の場合の取扱方)

第52条 券面表示が有効期間内のICOCA定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、電車が運行不能となった場合は、営業規則に定める定期乗車券の取り扱いによるほか、SFをチャージしたICOCA定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合は、券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第24条の規定に準じて取り扱います。

2 会社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

(定期乗車券情報の消去)

第53条 旅客は、ICOCA定期券が不要となった場合は、別表6に定める申込書に記入のうえ、定期券発売窓口で定期乗車券情報を消去し、ICOCA又はこどもICOCAへの変更を請求することができます。ただし、第3条第1項第10号に定める定期乗車券機能のみを持つICOCA定期券は除きます。

2 前項に規定する場合で、有効期間の残っているICOCA定期券に対して定期乗車券情報消去を請求する場合には、当該定期券に対する価値放棄をしたものとして、これを取り扱います。

第4章 IC乗車券の相互利用

(他事業者路線内における取扱範囲等)

第54条 他事業者の路線内における会社が発売したICOCA乗車券による乗車等の取り扱いについては、当該事業者の定めるところによります。

附則

この規則は、2025年11月6日から改正施行します。

2024年6月1日制定

別表1（第2条及び第12条 IC乗車券の名称及び発行者名）

名 称	発行者局名	備 考
Kitaca乗車券及びKitaca定期乗車券	北海道旅客鉄道株式会社	SF機能を有しないIC乗車券、特定割引を適用して発売したIC乗車券及び特定割引を適用して発売した鉄道定期乗車券を搭載したIC定期券並びに発行者局が条件を附して発行した場合は、その条件を満たさないものを除く。
PASMO及びPASMO定期券	株式会社パスモ	
Suica乗車券及びSuica定期乗車券	東日本旅客鉄道株式会社	
モノレールSuica乗車券及びモノレールSuica定期乗車券	東京モノレール株式会社	
りんかいSuica乗車券及びりんかいSuica定期乗車券	東京臨海高速鉄道株式会社	
マナカ及びマナカ定期券	株式会社名古屋交通開発機構	
manaca及びmanaca定期券	株式会社エムアイシー	
TOICA及びTOICA定期券	東海旅客鉄道株式会社	
PiTaPaカード	株式会社スルッと KANSAI	
ICOCA及びICOCA定期乗車券	西日本旅客鉄道株式会社	
はやかけん及びはやかけん定期券	福岡市交通局	
nimocaカード及びnimoca定期乗車券	株式会社ニモカ	
SUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券	九州旅客鉄道株式会社	

別表2（第16条 チャージ額）

取扱箇所	1回当たりのチャージ取扱額
各駅の窓口	最低額500円とし、1,000円以降は1,000円単位でチャージすることができる。 ただし、1枚あたりのSF残額は20,000円を超えることはできない。
自動券売機 (取り扱い可能な自動券売機に限る)	500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 ただし、1枚あたりのSF残額は20,000円を超えることはできない。
自動精算機 (取り扱い可能な自動精算機に限る)	

別表3（第27条 発売額）

取扱箇所	発売額(いずれもデポジット500円を含む)
定期券発売窓口及び会社が指定する窓口	1,000円から20,000円まで、1,000円単位で選択可能
自動券売機 (取り扱い可能な自動券売機に限る)	1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円から選択可能

別表4（第37条及び第39条 I C O C A定期券の使用資格及び更新期限）

種類		SF 機能	使用資格	更新期限	
I C O C A 定 期 券	通勤定期券	大人用	あり	中学生以上の方	なし
		小児用 ※1	あり	小学生以下の方	満 12 歳の誕生日後に迎える 3 月 31 日まで（誕生日が 4 月 1 日の場合は満 11 歳の誕生日後の 3 月 31 日まで）
		特定 割引用	なし	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者	発売日（更新日）から 2 年
	学生定期券	大人用	あり	会社が指定する学校※2に通学する中学生以上の方	なし
		小児用 ※1	あり	会社が指定する学校※2に通学する小学生以下の方	満 12 歳の誕生日後に迎える 3 月 31 日まで（誕生日が 4 月 1 日の場合は満 11 歳の誕生日後の 3 月 31 日まで）※3
		特定 割引用	なし	会社が指定する学校※2に通学する中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者	発売日（更新日）から 2 年

※1 小児用はこども I C O C A で発売します。

※2 指定する学校とは学校及び救護施設指定取扱規程に定めます。

※3 指定する学校のうち、会社が小学校とみなす課程に在籍する方については在籍期間までとし、こども I C O C A 及び小児用 I C O C A 定期券のカード有効期限満了後の在籍期間は特例学生定期券（S F 機能なし）を発売します。

別表7 第50条（定期旅客運賃の払戻しの計算方）

（1）通勤定期

使用日数	控除額		
	使用月数分	1か月に満たない使用日数分	備考
1か月未満			
1か月以上 2か月未満	1か月定期旅客運賃	普通旅客運賃×2×使用日数 ただし、計算した金額が1か月定期旅客運賃の額を超える場合は、1か月定期旅客運賃の額とする。	
2か月以上 3か月未満	1か月定期旅客運賃×2		ただし、左記の計算式で計算した控除額が3か月定期旅客運賃を超える場合は、3か月定期旅客運賃を控除額とする。
3か月以上 4か月未満	3か月定期旅客運賃		
4か月以上 5か月未満	3か月定期旅客運賃＋ 1か月定期旅客運賃		
5か月以上 6か月未満	3か月定期旅客運賃＋ 1か月定期旅客運賃×2		

（2）学生定期

使用日数	控除額		
	使用月数分	1か月に満たない使用日数分	備考
1か月未満			
1か月以上 2か月未満	1か月定期旅客運賃	普通旅客運賃×2×使用日数 ただし、計算した金額が1か月定期旅客運賃の額を超える場合は、1か月定期旅客運賃の額とする。	ただし、左記の計算式で計算した控除額が2か月定期旅客運賃を超える場合は、2か月定期旅客運賃を控除額とする。
2か月以上 3か月未満	2か月定期旅客運賃		ただし、左記の計算式で計算した控除額が3か月定期旅客運賃を超える場合は、3か月定期旅客運賃を控除額とする。
3か月以上 4か月未満	3か月定期旅客運賃		
4か月以上 5か月未満	3か月定期旅客運賃＋ 1か月定期旅客運賃		ただし、左記の計算式で計算した控除額が3か月定期旅客運賃＋2か月定期旅客運賃を超える場合は、3か月定期旅客運賃＋2か月定期旅客運賃を控除額とする。
5か月以上 6か月未満	3か月定期旅客運賃＋ 2か月定期旅客運賃		